

エネルギー・リソース・アグリゲーション・ ビジネスに関するガイドラインの改定内容 について

2025年9月8日

資源エネルギー庁

ガイドライン改定の背景と検討内容

- 低圧リソース及び機器個別計測の活用に向けた検討や、アグリゲーターと供給元小売電気事業者間の連携時の課題への対応に関する検討を実施した。

背景

- **ERABガイドライン**は、事業環境の変化に応じて改定しており、**直近では2020年6月に改定**。
- 一方、一昨年度の次世代の分散型電力システムに関する検討会や電力・ガス基本政策小委員会での議論を経て、**システム改修等が順調に進むことを前提とし、需給調整市場における低圧リソースの活用及び機器個別計測が2026年度より開始**する方針が決定された。
- 加えて、2024年度に開始した**容量市場**において、**事業者間連携ルールやフォーマット標準化の要望**が関係事業者より寄せられた。

検討内容

- 1. 機器個別計測の概要及び活用**
機器個別計測を活用できるケースについて検討した。
(過去の検討会で検討済)
- 2. 低圧リソース及び機器個別計測に適したベースライン**
低圧リソースをERABで活用する際の適切なベースラインについて検討した。(過去の検討会で検討済)
※機器特有のベースラインについては今年度以降で検討を想定し、ガイドラインへの反映も別途検討する。
- 3. 機器個別計測で必要となる便益調整の定義等**
機器個別計測において生じる便益調整の概念とその精算方法について検討した。(過去の検討会で検討済)
- 4. 供給元小売電気事業者との連携時における標準フォーマット**
アグリゲーターと供給元小売電気事業者間の情報連携における課題に対する対応を検討した。**(今回)**

【参考】第10回検討会での想定改定箇所について

想定される改定箇所について

- 現行ガイドラインからの主な改定箇所は、以下項目を想定している。
 - ① 機器個別計測の概要及び活用
 - ② 低圧リソース及び機器個別計測に適したベースライン
 - ③ 機器個別計測で必要となる便益調整の定義等
 - ④ 供給元小売電気事業者との連携時における標準フォーマット

ERABガイドラインにおける主な改定箇所

表2 本ガイドラインで定める事項

項目	概要	該当章	
計測方法	計測地点	制御による供出量を評価する計測地点。	第2章
	計測間隔	制御によって供出された電力量を計測する間隔。	
評価基準	応動評価 (kWの評価)	供出された電力値 (kW) が指令値に追従した応動をしているかの評価。	第2章
	制御量評価 (kWhの評価)	供出した電力量 (kWh) の評価。	
評価時間	評価対象時間	応動評価、制御量評価の評価対象とする時間。	第2章
	評価間隔	応動評価、制御量評価の間隔。	
報酬・ペナルティ	供出した電力量の対価として、支払うべき報酬。また、契約要件を満たさなかった場合のペナルティ。	第3章	
供給元小売電気事業者との調整事項	他社が電力供給している需要家が、需要制御量を調整する場合において生じるアグリゲーターと供給元小売電気事業者との調整事項。	第4章	

(出所) エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン

① 機器個別計測の概要及び活用

機器個別計測が、需給調整市場にて2026年度より開始する方針を踏まえ、概要及び活用を記載。

② 低圧リソース及び機器個別計測に適したベースライン

低圧リソース及び機器個別計測にて計測されたリソースをERABで活用する際の適切なベースラインについて検討後、記載。

③ 機器個別計測で必要となる便益調整の定義等

機器個別計測を実施した場合に生じる便益調整の概念とその精算方法について、従来のネガワット調整金と同様の仕組みで精算することとした整理等の追加点を記載。

④ 供給元小売電気事業者との連携時における標準フォーマット

類型1-②における小売電気事業者とアグリゲーター間の通告フォーマットや連絡手段など、ERABの事業環境拡大に伴い必要性が増した事業者間連携ルールについてヒアリング等で確認し、標準フォーマットを検討後、記載。

供給元小売電気事業者との連携時における標準フォーマットに関する検討（1 / 2）

- ネガワット調整契約実績等を踏まえ、**容量市場（類型1②）**におけるアグリゲーターから供給元小売電気事業者への情報連携時の課題について検討を行った。

検討対象となるDR用途の選定

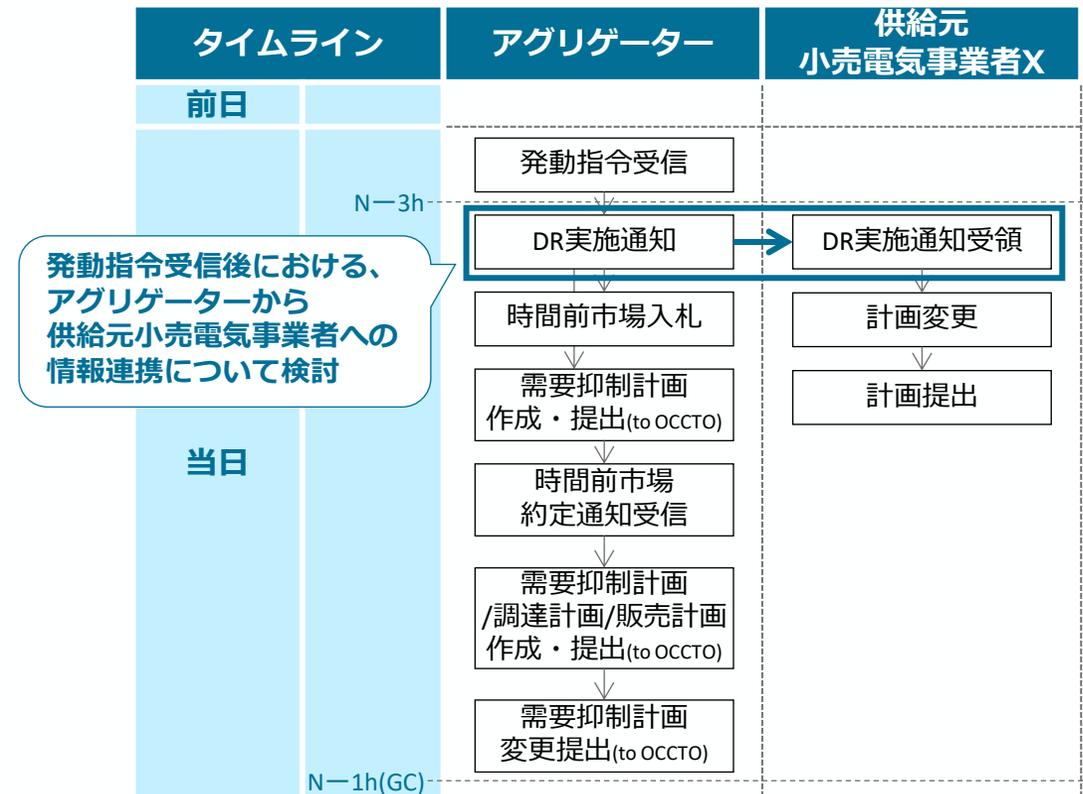
フロー上の検討対象

課題が多く、また、ネガワット調整契約実績も比較的多い容量市場（類型1②）を対象に検討

	ネガワット調整契約状況	情報連携における課題
容量市場 （類型1②）	<p>多</p> <ul style="list-style-type: none"> 容量市場に参入し、ネガワット調整契約実績を持つ事業者が比較的多い 	<p>多</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報連携タイミングや手段、データフォーマットなどに課題がある
需給調整市場 類型2②	<p>少</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の参入に向けて調整中の事業者が多く、現時点で比較の実績が少ない 	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> 小売において計画変更の必要はないため、ネガワット調整に関わる情報連携は不要
経済DR 類型1②	<p>少</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の参入に向けて調整中の事業者が多く、現時点で比較の実績が少ない 	<p>多</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報連携タイミングや手段、データフォーマットなどに課題がある <p>※基本的に容量市場と同様</p>

（出所）アグリゲーター及び小売電気事業者へのヒアリングを基に事務局で作成

容量市場・発動指令電源（JEPX時間前市場活用時）



供給元小売電気事業者との連携時における標準フォーマットに関する検討（2 / 2）

- 情報連携時の課題は、主に連携のタイミング、手段、フォーマットに分類できる。
- タイミングについては、小売電気事業者の状況も考慮すると一律の期限設定は困難。他方、手段やフォーマットを統一すれば連携タイミングに係る課題も緩和される可能性あり。

容量市場（発動指令電源）における情報連携の現状・課題と対応方針

		連携時における現状・課題ヒアリング結果		対応方針
		アグリゲーター	供給元小売電気事業者	
時間的 制約の 観点	情報連携 タイミング	<ul style="list-style-type: none"> 実需給3時間前に発動指令を受信後、供給元小売電気事業者へのDR実施通知は実需給2時間半~1時間半前（小売電気事業者による）が期限として指定されており、需要抑制計画作成及びDR実施通知業務を行うために十分な時間が確保できていないアグリゲーターが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 電力広域的運営推進機関（OCCTO）向けの計画作成・提出期限に必要な業務工数を考慮すると、DR実施通知の期限設定に既に余裕がない（期限の後ろ倒しが難しい）小売電気事業者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインで指針は示さない <ul style="list-style-type: none"> 小売電気事業者の状況も考慮すると、一律でDR実施通知の期限設定を調整することは難しい（一部小売電気事業者にとっては、期限を後ろ倒しする必要があるが、業務工数上難しい）。
	情報連携 手段	<ul style="list-style-type: none"> 供給元小売電気事業者へのDR実施通知における需要抑制計画の共有方法（ファイル添付、システムへの直接入力等）にばらつきがあり、業務負荷となっている。 また、ファイル添付においても、添付方法やファイル名、メール件名等にばらつきがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 需要抑制計画の共有方法は小売電気事業者によるが、ファイル添付としている事業者が比較的多い。 小売電気事業者によっては、システムへの取り込みのためにファイル名やメール件名等を指定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインで指針を示す <ul style="list-style-type: none"> 上記の通り時間的制約を緩和できないことを踏まえ、共有方法はファイル添付への統一を推奨し、アグリゲーター及び小売電気事業者の工数削減を目指す。また、ファイル名等についても事前協議されることが望ましい。
工数の 観点	情報連携 フォーマット	<ul style="list-style-type: none"> 需要抑制計画の共有フォーマットについて、供給元小売電気事業者ごとにばらつきがあり、業務負荷となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 小売電気事業者によっては、システムへの取り込みのために需要抑制計画の共有フォーマットや記載方法について指定している。 共有フォーマットはOCCTOの需要抑制計画を指定している事業者が比較的多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインで指針を示す <ul style="list-style-type: none"> 上記の通り時間的制約を緩和できないことを踏まえ、フォーマットはOCCTOの需要抑制計画への統一を推奨し、アグリゲーター及び小売電気事業者の工数削減を目指す。

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【削除】 第2章 第1節 1 (1) 受電点計測

改定が必要と考えられる理由と改定の方向性

- ガイドライン改定が必要と考えられる理由
 - 既存ガイドラインにおいては制御量を評価する計測地点を受電点計測に限定した記載となっていたが、機器個別計測が需給調整市場にて2026年度より開始される方針を踏まえ、その概要や活用を記載する必要がある。
- ガイドライン改定の方向性
 - 制御量を評価する計測地点を受電点計測に限定した記載について削除する。

主な改定内容

- 第2章 評価方法
- 第1節 計測方法
- 1. 計測地点
- (1) 受電点計測
 - 受電点とは、受電の場所と同一の構内への入り口となる地点。受電点計測とは、受電点から屋内の分電盤の間に設置されたメーターにより計測する方法である。
 - ~~制御量を評価する計測地点については受電点計測が原則である。~~

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【追加】第2章 第1節 1(2) 個別計測

改定が必要と考えられる理由と改定の方向性

- ガイドライン改定が必要と考えられる理由
 - 機器個別計測によって評価を行うことが可能なケースについて、記載を追加する必要がある。
- ガイドライン改定の方向性
 - 個別の計測地点及び機器に接続したメーターにおいて認められる計量について記載し、併せて機器に接続したメーターにおいても個別計測によって評価が可能となることを記載する。

主な改定内容

第2章 評価方法 第1節 計測方法

1. 計測地点

(2) 個別計測

- 個別計測とは、受電点以外で計測する方法である。個別計測地点に設置した計量器²や機器に接続した計量器³により計測する方法等がある。
- 以下に挙げるケースのみ、個別計測によって評価を行うことが可能である。
 - ①類型1 ①
 - 需要家と小売電気事業者間の合意がある場合に限り、按分計量を前提として個別計測地点に設置した計量器や機器に接続した計量器によって評価した制御量に基づいて、需要家に対価を支払うことが可能である。
 - ②類型1 ②
 - 関係者（供給元小売電気事業者、アグリゲーター、需要家）間の合意がある場合に限り、按分計量を前提として個別計測地点に設置した計量器や機器に接続した計量器によって評価した制御量に基づき、需要家への対価やネガワット調整金等の精算を行うことがも可能である。

² 現行の計量制度下では、検定を受けた特定計量器による計測であることが必要である。

³ 現行の計量制度下では、検定を受けた特定計量器又は特定計量制度に基づき届け出た特例計量器による計測であることが必要である。

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【改定】第2章 第2節 1 (1) ベースラインの設定方法

改定が必要と考えられる理由と改定の方向性

- ガイドライン改定が必要と考えられる理由
 - 事業者間で一般的に用いられており、また本検討会でも用いられている表現に合わせた記載に修正する必要がある。
- ガイドライン改定の方向性
 - 需要家単位でのベースライン設定を「個別管理」、複数需要家をまとめた群単位でのベースライン設定を「群管理」として、記載を統一する。

主な改定内容

- 第2章 評価方法
- 第2節 下げDRの評価基準
- 1. ベースラインの設定方法
- (1) 受電点計測
 - ベースラインの設定は、基本的に需要家単位で行う（個別管理）が、複数の需要家をまとめた群単位で行うこと（群管理）も妨げない。特に、低圧需要家については群管理による設定が期待される。ただし、類型1②においては、群は同一の小売電気事業者と電力供給契約をしている需要家で生成するものとする。
 - ベースラインの計算の過程においては小数点以下まで正確に算出を行い、最終的にkW単位で整数となるよう小数点第一位を四捨五入する。

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【改定】第4章 1 (1) 情報共有

改定が必要と考えられる理由と改定の方向性

- ガイドライン改定が必要と考えられる理由
 - 既存ガイドラインは情報共有方法について簡素な記載となっており、実態として供給元小売電気事業者ごとに求める情報共有方法が異なっている状況にある。
 - 上記状況がアグリゲーターの大きな負担となっていることを考慮し、より具体的に記載を行う必要がある。
- ガイドライン改定の方向性
 - 実態に即した、統一的な情報共有方法を推奨する記載へ修正するとともに、一般的な業務フローの事例を示す（情報共有方法の統一化が進むことを期待）。

主な改定内容

第4章 下げDRにおける供給元小売電気事業者との調整事項

1. 情報共有

(1) 類型1②、類型2②（GC前）

- アグリゲーターは、一般送配電事業者若しくはDR契約小売電気事業者から発動指令を受信、又は自ら発動を行うことを決定した後、速やかに供給元小売電気事業者に対してDR実施通知を行う必要がある。DR実施通知においては、DR発動の開始時刻、終了時刻及び需要抑制量を提供する必要があり、電力広域的運営推進機関の需要抑制計画ファイル（xmlファイル）向け入力支援ツール（エクセルフォーマット）⁶を利用し、メールで通知することが推奨される。⁷

⁶同ファイルの利用に当たっては、事前に電力広域的運営推進機関に対して広域機関システム利用に係る申請が必要。

<https://www.occto.or.jp/occtosystem2/riyoushinsei/index.html>

⁷電力広域的運営推進機関の需要抑制計画ファイル（xmlファイル）向け入力支援ツール（エクセルフォーマット）を利用しない場合は、供給元小売電気事業者及びアグリゲーター間のシステム連携が円滑となるように、通知フォーマット・ファイル名等について事前協議されることが望ましい（例えば、ファイル名については、需要抑制計画ファイルに準拠して設定（例：W8_0110_yyyymmdd_nn_xxxa_a））。

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【追加】第4章 1 (1) 情報共有

主な改定内容※

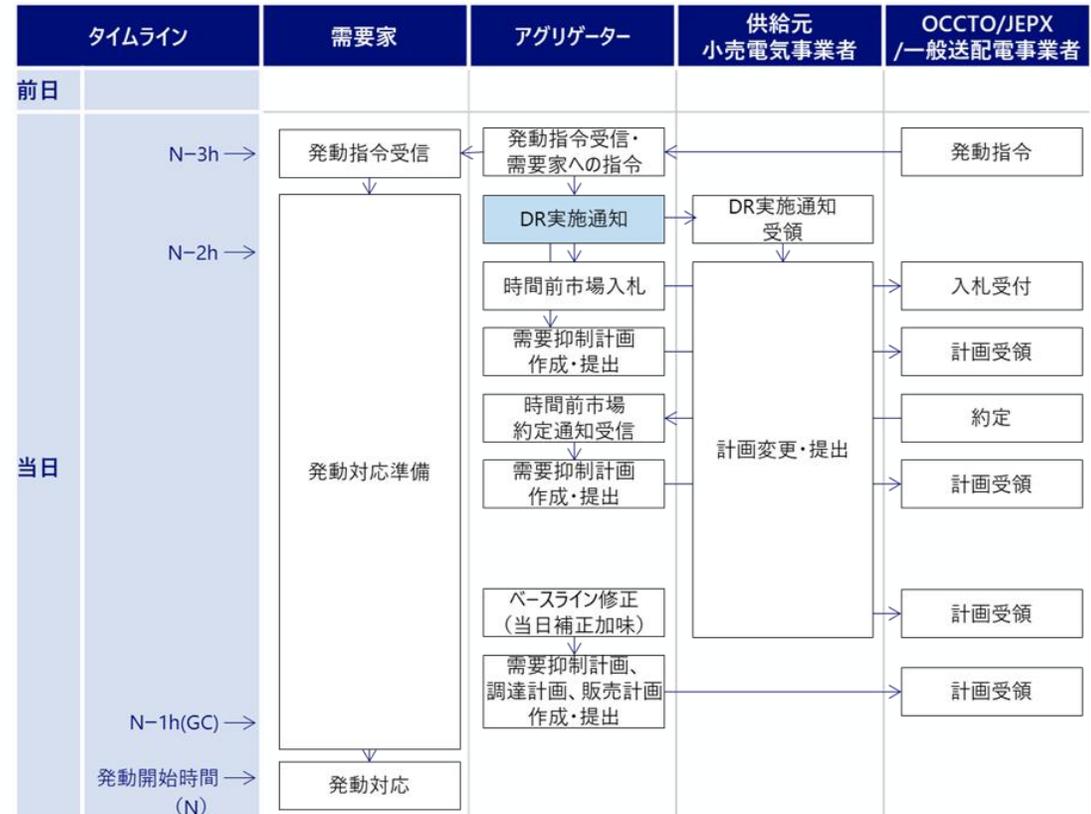
第4章下げDRにおける供給元小売電気事業者との調整事項

1. 情報共有

(1) 類型1②、類型2② (GC前)

- 図12に容量市場活用（時間前市場で売電）における、アグリゲーターから供給元小売電気事業者への情報連携に関わる一般的な業務フローの事例を示す（※同図はDR実施2時間前までにアグリゲーターから供給元小売電気事業者にDR実施通知を行う場合）。

図12 類型1②（容量市場 発動指令電源）における情報共有に関する業務フローの例



ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【追加】第4章 2 ネガワット調整金

改定が必要と考えられる理由と改定の方向性

- ガイドライン改定が必要と考えられる理由
 - ネガワット調整金については、受電点計測を前提に記載されていたが、**機器個別計測が需給調整市場にて2026年度より開始される方針を踏まえ、機器個別計測におけるネガワット調整金の在り方についても記載を行う必要がある。**
- ガイドライン改定の方向性
 - 過去の検討会における「**機器個別計測においても従来のネガワット調整金と同様の仕組みで精算することで問題がない**」という整理を反映する。

主な改定内容

第4章下げDRにおける供給元小売電気事業者との調整事項

2. ネガワット調整金

- 類型1①及び類型2①については、小売電気事業者の意思に基づき、需要抑制を行うものであるため、小売電気事業者へのネガワット調整金を支払うという概念は存在しない。
- 類型1②及び類型2②については、アグリゲーターが供給元小売電気事業者に対して、需要抑制量に応じてネガワット調整金を支払う必要がある。**受電点計測に限らず個別計測においても、この調整金の考え方は変わらない。**ネガワット調整金の決定にあたっては、特定の関係事業者だけに極端な利益または損失が生じる等、ネガワット調整金の額がその趣旨から逸脱しないように留意し、取引の実情やDR・VPPの普及拡大の観点を踏まえて協議をすることとする。

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【改定】第4章 2 ネガワット調整金

改定が必要と考えられる理由と改定の方向性

- ガイドライン改定が必要と考えられる理由
 - 既存ガイドラインは単価のみにフォーカスした記載となっているが、需要抑制量について複数の評価方法が認められることを踏まえ、単価に加え、需要抑制量の評価方法についても記載する必要がある。
- ガイドライン改定の方向性
 - ネガワット調整金計算における需要抑制量の評価方法は、アグリゲーターと供給元小売電気事業者との契約による旨を記載する。

主な改定内容

- 第4章 下げDRにおける供給元小売電気事業者との調整事項
- 2. ネガワット調整金
- 2.2 ネガワット調整金の額の計算方法の選択肢
 - ネガワット調整金の額の単価について、以下の4パターンを選択肢として例示する。なお、需要抑制量については、アグリゲーターと供給元小売電気事業者との契約に基づく計測地点での計量値で評価する。

ERABガイドラインに新しく盛り込むべき事項

【追加】参考1 1.1.2 低圧での活用における留意事項

改定が必要と考えられる理由と改定の方向性

- ガイドライン改定が必要と考えられる理由
 - 過去の検討会において、低圧向けにも既存ガイドラインに記載の標準ベースラインであるHigh 4 of 5（当日調整あり）を標準ベースラインとすることが合意されたが、正確性の観点から活用において、取引参加者が留意すべき事項があるため、ガイドラインに記載する必要がある。
- ガイドライン改定の方向性
 - 新しい項目を設け、低圧における標準ベースラインの活用における留意事項を記載する。

主な改定内容

参考1 ベースラインの種類

1. 標準ベースライン

1.1 High 4 of 5（当日調整あり）

1.1.2 低圧での活用における留意事項

- 低圧での活用においては、特に取引参加者は、以下に留意すること。

(1) 個別管理

- 個別管理でのベースライン設定は、当該ベースラインの正確性が低くなる可能性がある。

(2) 群管理

- 群管理でのベースライン設定は、個別管理と比較して高い正確性を得られやすいが、群の生成方法が適切でない場合や群の需要家数が十分でない場合は、正確性が低くなる可能性がある¹⁶。

¹⁶ 詳細は、第12回次世代の分散型電力システムに関する検討会資料5の精度に関する分析結果を参照。